

保存期間：10年
(平成37年末)
平成27年6月17日

資料

3-1

「地理的表示に関する表示基準」の改正（案）の概要

地理的表示に関する表示基準の改正の概要

1 題名

「酒類の地理的表示に関する表示基準」に改める。

2 地理的表示の定義【1項3号関係】

TRIPS協定における地理的表示の定義に準じた上で、地理的表示は①国税庁長官が指定するもの、②日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護されるもの、の2つであることを明確化。

(注) この制度は世界貿易機関の多数国間通報登録制度の成立を前提としており、当該制度が成立していない現状では、世界貿易機関の加盟国との交渉等を通じて、外国の地理的表示の確認を行っていくこととしている。【6項関係】

3 地理的表示の対象【1項3号関係】

これまで地理的表示の保護の対象としてきた「ぶどう酒」、「蒸留酒」又は「清酒」に「その他の酒類」を加え、すべての酒類に係る地理的表示を保護の対象とする。

4 地理的表示の指定要件

(1) 指定要件【2項関係】

①酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること。

②かつ、酒類の特性を維持するための管理が行われていること。

⇒さらに詳細なものについては、ガイドラインで規定。

(2) 地理的表示として指定しない表示【3項関係】

イ 地理的表示と同じ表示が商標登録されており、地理的表示として指定しても使用できないおそれがある表示

※ 原則として、商標法の規定により産地を普通に用いられる方法で表示するものは商標登録できない（地域団体商標制度による商標登録を除く。）。

ロ 日本国において酒類の一般的な名称として使用されている表示

※ 地名を含む一般的な名称の例：「さつまいも」、「高野豆腐」等

- ハ 外国の地理的表示の場合には、その国で保護されない表示
- ニ 前各号に定めるもののほか、保護することが適当でない認められる表示

※ 産地の範囲や地名の使用について、地域で争いがある場合などが考えられる。

5 地理的表示の指定内容【2項関係】

次の事項を地理的表示として指定する

- (1) 地理的表示の表示方法
- (2) 産地の範囲（原則として都道府県、市町村等の行政区画上の区分による）
- (3) 酒類区分（ぶどう酒、蒸留酒、清酒又はその他の酒類による区分）
- (4) 次の事項を定めた「生産基準」
 - イ 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項
 - ロ 酒類の原料及び製法に関する事項
 - ハ 酒類の特性を維持するための管理に関する事項
 - ニ 酒類の品目に関する事項

6 地理的表示の指定等手続

- (1) 地理的表示の指定等に係る意見募集【7項関係】

地理的表示を指定等するときは、パブリックコメントを実施し、広く一般の意見を求める。
- (2) 地理的表示の指定等の公告【8項関係】

地理的表示を指定等した場合には、その旨を官報に公告する。
- (3) 指定した地理的表示の取消し【4項関係】

次の場合には、指定した地理的表示の取消しを行うことができる。

 - イ 使用されなくなった場合
 - ロ 地理的表示が4(2)「地理的表示として指定しない表示」のイ～ハに該当することとなった場合
 - ハ 地理的表示が指定前に4(2)「地理的表示として指定しない表示」のイ～ハに該当していたことが、指定後に明らかになった場合（3カ月以内に明らかになった場合に限る。）
 - ニ 前各号に定めるもののほか、指定が適当でない認められた場合

※ 酒類の特性を維持するための管理が十分にされなくなった場合などが考えられる。

(4) 指定した地理的表示の変更【5項関係】

指定した地理的表示の表示方法、産地の範囲、酒類区分及び生産基準について、変更ができることを明確化する。

7 地理的表示の使用の禁止

(1) 以下の行為は禁止される。【9項関係】 ※引き続き重要基準とする。

①地理的表示の産地の範囲以外を産地とする酒類に地理的表示を使用すること

②地理的表示の産地の範囲内を産地とするが、生産基準を満たさない酒類に地理的表示を使用すること

※ 地理的表示が翻訳（カタカナ、ローマ字含む。）された上で使用する場合や「種類」・「型」・「様式」・「模造品」等の表現を伴い使用する場合も同様に使用が禁止される。

(2) 異なる酒類区分での使用は禁止されない。【10項7号関係】

※ 例えば、ぶどう酒の地理的表示である「山梨」を清酒に使用することは可能。

8 商標等との調整

(1) 商標との調整【10項2号、3号関係】

- ・ 地理的表示の指定より先に登録（出願）された商標は、指定された地名を含んでいても引き続き使用可能。
- ・ 地理的表示に指定された地名を含む商品名等については、地理的表示の指定に併せて公示したものに限り指定後も引き続き使用可能。

(2) 地理的表示と同一又は類似の表示との調整【10項4号～6号関係】

公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除き、次の表示は地理的表示の指定後も使用できる。

- ・ 自然人の氏名又は法人の名称
- ・ 酒類製造業者の製造場等の所在地
- ・ 酒類の原料の産地としての使用 ※ 例えば、長野県で製造したぶどう酒に「山梨県産ぶどう使用」と表示することは可能。

9 統一的な表示方法【11項、12項関係】

(1) 地理的表示を使用する場合は、次のいずれかの文字を併せて使用する。

- ・ 地理的表示
- ・ Geographical Indication
- ・ G I

※ 1つの酒類に地理的表示を複数箇所表示する場合は、いずれか一箇所以上に併せて使用すればよい。

(2) 地理的表示の指定を受けていない酒類には、「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を使用してはならないものとする。

※1 既に地理的表示として指定されている「壹岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」、「白山」及び「山梨」には、この告示の施行後2年間の経過措置期間を設ける。

※2 この告示の施行後新規に指定する地理的表示については、指定後2年間は統一的な表示方法の義務を課さないこととする。

地理的表示の告示、ガイドライン等の体系（イメージ）

酒類業組合法第86条の6
(酒類の表示の基準)



酒類の地理的表示に関する表示基準〔告示〕

- 指定の要件
 - ・ 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること
 - ・ 酒類の特性を維持するための管理が行われていること
- 手続規定
 - ・ 指定する際には、パブリックコメントにより意見募集を実施
 - ・ 指定した場合は官報に公告
 - ・ 指定した地理的表示の取消し事由 等
- 表示方法
 - ・ 「地理的表示〇〇」、「G I 〇〇」 等



個別の地域指定〔公告〕

- 地理的表示として指定する際には、①地理的表示の表示方法、②生産基準（酒類の特性）、③産地の範囲等を官報等により公告

酒類の地理的表示に関する表示基準ガイドライン

〔通達〕

(総論)

- 指定を受けるための申立て手続
- 指定を取り消す場合の具体例 等

(地理的表示の指定に係る指針)

- 指定の要件（酒類共通）
 - ・ 「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性」や「産地の範囲」の考え方
 - ・ 酒類の特性を管理する団体の構成、業務 等

- 指定要件の細目（酒類の区分ごとに規定）

(ワイン)

- ・ 日本ワインであること
- ・ 地域のぶどうを85%以上使用
- ・ 地域内で製造すること
- ・ その他、ぶどうの品種、補糖量等について、各地域が自主的に基準を定めること

(注) 清酒、蒸留酒等についてもそれぞれ定める。

- 酒類の特性の管理方法

- ・ 清酒、ワインについては、商品出荷前に酒類の特性の確認（官能分析等を含む）を実施すること